

JR 赤穂線沿線地域かき PR ポスター等作成事業への技術提案を求める公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり参加意思の確認及び技術提案の募集を行います。

令和 7 年 7 月 23 日

JR 赤穂線沿線地域活性化連絡会議
会長 堂本 竜也

1 技術提案に付する業務

- (1) 業 務 名 JR 赤穂線沿線地域かき PR ポスター等作成事業
- (2) 業 務 内 容 別紙「JR 赤穂線沿線地域かき PR ポスター等作成仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和 7 年 11 月 30 日まで
- (4) 委託限度額 969,475 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 技術提案参加手続等

この技術提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、下記の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者でないこと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領第 10 条第 1 項の規定による入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）の規定による入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。また、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 岡山県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 過去 5 年間に於いて、国及び地方公共団体が発注したポスター又はパンフレットの作成実績があること。

3 業務契約に関する事務を担当する組織の名称等

JR 赤穂線沿線地域活性化連絡会議（以下「連絡会議」という。）

（事務局：岡山県備前県民局地域政策部地域づくり推進課）担当：土倉

住所：〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1

電話：086-233-9890

F a x：086-233-9888

Mail：bizen-kyodo@pref.okayama.lg.jp

Web：岡山県備前県民局地域政策部（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/75/>）

4 契約条項を示す場所

上記 3 に同じ

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）を次のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、提出した書類等について契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（1）仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和 7 年 7 月 23 日（水）から 8 月 1 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ）を除く。

イ 配布場所

上記 3 の場所に同じ。

なお、上記 3 のホームページからダウンロードすることもできる。

（2）技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）の提出方法等

ア 提出期限

令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時（必着）

イ 提出場所

上記 3 の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出書類

（ア）技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）＜1 部＞

（イ）会社概要（国及び地方公共団体が発注したポスター又はパンフレットの作成実績及び会社概要がわかるものを添付）＜1 部＞

（ウ）印鑑証明書（受付日前 3 カ月以内に発行されたもの）＜1 部＞

- (エ) 登記事項証明書（受付日前 3 カ月以内に発行されたもの）〈1 部〉
- (オ) 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）〈1 部〉
- (カ) 岡山県税に滞納がないことの証明書（岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人で、滞納がないことの証明書が発行できない場合は、最新決算年度の法人県民税、法人事業税の納税証明書）〈1 部〉
- (キ) 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（納税証明書「その 3 の 3」）〈1 部〉
- (ク) （岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第 2 号）〈1 部〉

※(ウ)～(キ)については、コピーでもよい。

※岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、(ウ)～(キ)の提出は不要とする。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面で通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、説明を求める書面を令和 7 年 8 月 6 日（水）までに、上記 3 の宛先に電子メールを送信する方法によって提出することができる。

(4) 質問の受付

本技術提案に関して質問がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

なお、提案書等提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

ア 受付期間

令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時まで（必着）

イ 方法

質問・回答書（様式第 3 号）を上記 3 の宛先に電子メールを送信する方法により提出すること。

また、送信した旨を電話連絡し、受け取りの確認を行うこと。

ウ 回答

随時、上記 3 の備前県民局地域政策部のホームページに回答を掲載する。

6 技術提案

(1) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 5 時まで（必着）

イ 提出場所

上記 3 の場所に同じ

ウ 提出方法

工 提出書類

(ア) 提案書 (様式第4号) 〈原本1部〉

(イ) 提案説明書（任意様式・A4用紙1枚程度）〈20部〉

(ウ) チラシ見本 (A4判・両面印刷) 〈20 部〉

(工) 見積書 (任意様式) 〈原本 1 部〉

ア 連絡会議の構成団体（全 18 団体）が提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。

ウ 見積金額が委託限度額を超える場合は選定しない。

(1) 前項の審査の結果は、審査後、速やかに書面により通知する。

8 その他

(2) 提案者において、不適切な方法で提案書等の評価に影響を与えようとする事及びその他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。

(4) 提出された提案書等は返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本技術提案における審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。ただし、最優秀提案者等の選定理由等の説明のため、必要な範囲内において、応募者名、提案用紙等を公表することがある。